

## 平成26年度第3回 武蔵野市男女共同参画推進委員会議事要旨

- 日時 平成26年12月8日（月） 午後7時～9時  
会場 武蔵野プレイス3階スペースC  
出席者 権丈委員長、野田副委員長、原委員、二子石委員、松井委員  
(欠席：小川委員)  
傍聴者 1名  
議題  
(1) 第2回委員会議事録の確認  
(2) 第三次男女共同参画計画の進捗状況について  
—基本目標ⅢとⅣを中心に—  
(3) その他

### 議題（1） 第2回委員会議事録の確認

#### 【事務局】

- ・第2回議事録について遅くなったが本日メールで送付した。修正がある場合はメールが届いてから1週間程度で事務局に連絡をお願いしたい。

#### 【委員長】

- ・前回の委員会までに出された主な質問・意見の取り扱いはどうなっているか。

#### 【事務局】

- ・資料4「第1回武蔵野市男女共同参画推進委員会 主な質問・意見」として、テーマごとに表にした。これを基に第2回から第3回までの委員意見を追加し、各課にそれに関する回答を依頼したいと考えている。各課からの回答については、委員にお知らせしたいと思う。

#### 【委員長】

- ・今後、第1回から第3回委員会までの意見について取りまとめがされると思うが、それを委員が見るチャンスはあるのか。

#### 【事務局】

- ・第4回委員会に提出したい。

#### 【委員長】

- ・第4回委員会で各委員が確認してから各課に提示する形か。

#### 【事務局】

- ・そうしたい。

#### 【権丈委員長】

- ・第1回委員会のまとめで何か修正・追加しておきたいことはあるか。
- ・デートDV出前講座で「今後大学の授業に組み込むなど大学が経費を負担し、市民協議会が講師選定等をお手伝いする仕組みとする方向で進める。」と書かれているが、来年度以降、単発での出前講座は実施しないということか。

#### 【委員】

- ・各学校によって違うと思う。協議会が企画をパックにして届けることは大学も良いと思う。ただし、費用負担について、届けたところに本当に届けることができるのなら、協議会が負担しても良いという意見もある。

#### 【事務局】

- ・武蔵野大学では、最初の依頼から大学側の費用負担で継続する方向で検討をお願いしている。

#### 【委員】

- ・結論はどうか。

**【事務局】**

- ・出前講座実施後に検討することになっている。

**【委員長】**

- ・現在検討している段階ならば、この表現だと、「進める」ことが委員会の主たる意見に見えるので、表現を変えたほうが良い。
- ・授業に組み込むことについてはメリット、デメリットがある。授業を取らない学生は参加できないので対象者が限定される。単発で行う講座ならば関心を持った学生の幅広い参加の可能性がある。
- ・費用負担を含めいろいろな実施形態があっても良いと思うので、総合的に考え効果的なものにしていただきたい。

**【事務局】**

- ・表現を修正したい。

**【委員】**

- ・表の回答欄は各課からの回答が来る可能性があるということか。

**【事務局】**

- ・男女共同参画担当が該当する箇所について、試しに回答を入れてある。最終的に各課に依頼して回答欄を完成させたい。

**【委員長】**

- ・各課の回答は、本委員会の開催中は確認できないと思うが対応はどうか。

**【事務局】**

- ・委員会終了後になるが各委員にメール等で連絡する。

(2)第三次男女共同参画計画（Ⅲ・Ⅳ）の進捗状況について

**【委員長】**

- ・本日の議題（2）計画、基本目標Ⅲの進捗状況について説明をお願いしたい。

**【事務局】**

- ・「平成26年度 武蔵野市第三次男女共同参画計画 事業計画」に基づき資料説明。

**【副委員長】**

- ・15ページ事業番号92「リプロダクティブヘルス／ライツに関する啓発」の説明欄の「骨密度測定と健康講話」は、事業番号91「骨粗しょう症予防事業」に入るのではないか。

**【事務局】**

- ・そのとおり。訂正をお願いしたい。

**【委員長】**

- ・「骨密度測定と健康講話」は大体何人ぐらいの参加を見込んでいるか。

**【事務局】**

- ・約40人で年配の女性がほとんどだった。健康課が実施する骨粗しょう症予防教室では1週間で定員が埋まるぐらい健康問題は関心が高い。

**【委員】**

- ・乳がんと子宮頸がんの検診率の数値が下がっているが、対策はどうしているか。

**【事務局】**

- ・健康課が市報等で周知し、クーポン券発行など検診促進を行っているが、なかなか効果が上がらない実態がある。

**【委員】**

- ・乳がん検診などで検査員が男性では受診したくないこともある。自費では女性検査員のいる医療機関を選べるが、市の事業では選べるのか。

**【副委員長】**

- ・保健センターの検査は医師会に委託している。医師会では男性の医師が多いので、女性の医師を選ぶのは現実的には難しい状況であると思う。

**【委員】**

- ・デリケートな検診であるから、女性の立場としては、女性医師を選べないと無料でも嫌だと思う。

**【委員】**

- ・老人健診はどこでも好きな医療機関を選べるので、その方式にすればいいと思う。

**【委員】**

- ・市保健センターで、「マンモグラフィーの検査は男性、女性の医師を選ばません」と張ってあるのを見かけたことがある。

**【委員】**

- ・これは集団検診ではないので、個別の医療機関にクーポンを持って行って受けることができる仕組みになっている。

**【委員】**

- ・女性専科がととも増えているようだが、全員がマンモグラフィーを持っているかどうかわからない。マンモグラフィーだと限られてしまうのかもしれない。

**【委員】**

- ・行かない理由は、子宮頸がん健診の場合クーポンの有効期間が4カ月ぐらいと短いこともある。また、レディースクリニックやファミリークリニックと名がついていても、待合室に小さい子どもを入れるなどという診療機関もあり、子供連れで受診できないので、行きづらいということもある。

**【委員長】**

- ・市が検診受診率の向上を検討するうえで、これらの意見は非常に参考になると思う。

**【事務局】**

- ・利用者の声として、意見のまとめの表に記載し担当課に伝えたいと思う。

**【委員】**

- ・相談事業について、例えばDV被害を受けて相談したい場合は、事業番号56か57番に記載されているが子ども家庭支援センターが担当するのか。

**【事務局】**

- ・DV相談は子ども家庭支援センターが担当だ。

**【委員】**

- ・事業番号55番にある女性総合相談窓口は、男性は受けられるのか。

**【事務局】**

- ・女性が対象である。

**【委員】**

- ・事業番号60番に男性のための相談に関する情報提供とあるが、男性総合窓口はあるのか。困っている人が女性のほうが多いということが理由かもしれないが、逆差別になる可能性がある。

**【事務局】**

- ・男性の場合には市民相談で広く相談を受けている。DVなど相談内容によって東京ウィメンズプラザ等を紹介している。
- ・DV被害者相談の補足説明として、相談する人がDV被害者と認識して支援を求める場合には、子ども家庭支援センターが相談を受ける。本人がDVと認識せず家庭問題として相談したい場合には、女性総合相談で受け付け、本人の意思や状

況などを確認しながら、子ども家庭支援センターなど必要なところにつなげる  
こととしている。

**【委員】**

・DVの場合は、男性も女性も関係なく子ども家庭支援センターで受けているのか。

**【事務局】**

・女性被害者だけである。

**【委員】**

・尼崎の事件で、女性が支配して男性が殺された。男性が警察に相談しても相手にしてもらえなかったようだ。いろいろな相談のバリエーションがあるほうが良い。

**【事務局】**

・子ども家庭支援センターでは、加害者と被害者の関係とを重視し、基本的に男性相談は受けない。男性相談は、市民相談として相談を受け、内容によって必要な機関につなぐこととしている。

**【委員】**

- ・これから男性相談も増えそうだ。男性相談はこういう内容があるということをきちんと知らせたほうがよい。
- ・武蔵野市の特色は、身体的暴力よりも言葉の暴力が多いと聞いている。子ども家庭支援センターなどで、精神的暴力などの相談も受けられるような研修をしていただきたい。
- ・相談日が平日の時間になっている。仕事をしている人は相談できにくいと思う。

**【事務局】**

・相談員研修は、東京都などが実施する専門研修に積極的に参加している。

**【委員】**

・協議会では、モラルハラスメント講座を取り上げたほうが良いと思っている。

**【委員長】**

・男性相談に関して、相談員は男性向けと女性向けの相談技能は違う形として研修を受けているのか。基本的には家庭や夫婦関係の問題であれば双方対応できると思うが、女性総合相談の窓口だから女性だけを担当しているのか。

**【事務局】**

・子ども家庭支援センターの女性相談員、婦人相談員は、専門的に事例を扱っているし、研修にも行っているのでスキルは高いと思う。市民相談系の女性相談は、相談専門の団体に委託しており、他市区女性センターの委託も受けているのでスキルは高い。

**【委員長】**

・女性相談の相談員は、男性の相談にも対応できる能力があるのか。男性向け相談は、別枠で、ある程度の経験がないと対処できないのか。

**【事務局】**

・本市で男性相談を専門に受けるスキルはまだない。

**【副委員長】**

・男性相談は、市民相談係で電話を受け、東京都などの専門家に回すというシステムでよいか。

**【事務局】**

・そうだ。

**【副委員長】**

・特殊な相談になると思う。男性はDVの加害者とも被害者ともなるので、市民相談窓口で全部対応することはできない。専門機関につなぐことになる。

**【委員長】**

- ・情報や、能力など、機能としてどのような区分けがされているかを確認したい。今後、例えば女性相談の対応を増やすということなので、男女両方に対応できる相談員であれば、男性相談の日を設けて事前予約で対応することもできると思う。男性向けにはそれなりの訓練が必要で、そうでなく全然対応できないというのであれば、この話は進まないことになる。そこを確認したい。

**【副委員長】**

- ・それほど違いはない。しかし、加害者と被害者はやはり違う。また、女性が相談を受けているところに加害者があらわれる可能性が十分ある。

**【事務局】**

- ・センターの相談事業を始めるときに今の話は大事だ。他市の事例では、相談種別ごとの特設相談日を設けている。例えば、多摩市では8月に1日、性同一性障害の専用窓口を設けた。男性のDV被害者とか男性向けの相談を1日特設で開催することも考えられる。実際に、センターで相談事業を始めてから、実態把握しながら相談を増やすことも考えられる。
- ・電話相談は随時来ると思われるため、センター職員が電話受付を行うことができるように東京都の研修を受けることが必要になる。

**【委員長】**

- ・男性相談等を検討することはあり得るということによいか。

**【事務局】**

- ・多様な相談ニーズがあるので、件数は少ないが何らかの対応が必要になると思う。

**【委員】**

- ・DV相談は他市在住者でも相談が受けられるが、市民相談は基本的に市内在住者に限定されると思う。対象者に関する工夫があるといい。

**【事務局】**

- ・多摩市の性同一性障害の特設相談では、市外の人からの相談もあったと聞いている。こうした相談は市内、市外を問わず、ある程度受けとめなければいけない。緊急性があれば警察につなげ、問題がなければ地元の自治体の窓口をお知らせし、希望があれば相手先に事情を説明してつなぐことも考えられる。

**【委員長】**

- ・特別な配慮を必要とする人への支援について他に意見はあるか。

**【副委員長】**

- ・事業番号65番の同行支援については実際に機能しているか。

**【事務局】**

- ・本人の意思を確認しながら必要な支援を行っている。

**【委員】**

- ・事業番号91番の骨粗しょう症について、定員70名となっているが、実施に手間がかからないと思うので、より多くの参加者を見ていけるのではないか。

**【委員】**

- ・去年フォーラムで実施した時は、足裏で測定しており時間はかかった。

**【委員】**

- ・会社で昼休みの1時間で、200名や300名ぐらい測定したことがある。

**【委員】**

- ・今後、センターが移転すれば、毎月1回定例で一定時間やるとかできると思う。保健センターまでが遠いなど行きにくいという方もいたようだ。

**【事務局】**

- ・健康測定は、周知の段階ですぐに定員が埋まるようなので、一般市民対象講座では定員を設けないと混乱すると思う。
- ・6月フォーラムでは1人当たりの時間が結構かかった。また、測定後に検査数値の説明や注意事項などのフォローアップを行っている。健康課が実施する場合には、個別相談もやるため一定の時間がかかると思うので、定員が限定される。

**【委員】**

- ・事業番号75番に関連して、DV被害者は当然支援しなくてはならないが、加害者の支援について随分時間がかかりそうで大変だが、市で支援することでないにしても、支援機関などの情報提供は必要だと思う。

**【事務局】**

- ・マスコミ報道だが東京都でDVやストーカーの加害者プログラムを始めている。すぐに効果は出ていないようだが、情報提供することが大事だと思う。

**【委員長】**

- ・ストーカー防止のための取組は事業番号74番に入るか。

**【委員】**

- ・こうした対策では、啓発とつながりが大事だ。

**【委員】**

- ・加害者というのは自分からプログラムに参加しようとするのか。それとも周りが連れてくるのか。

**【事務局】**

- ・両方あると聞いている。暴力をやりたくないと思っているが、どうしてもなくやっしまい、何とかしてほしいという相談もあるようだ。

**【副委員長】**

- ・アメリカでは、逮捕後に刑の一部として加害者プログラムに参加するようだ。

**【委員】**

- ・気づいたときにすぐ参加できる仕組みができれば良いと思う。

**【委員長】**

- ・加害者が何とかしたいと思ったときに参加できるようになると良い。

**【事務局】**

- ・まだ研究の途上だと報道されているので難しい現状かと思う。

**【副委員長】**

- ・依存症の一つで、言葉でも身体的な暴力でもやった直後はとても後悔する。後悔したときは相手に対して少し優しくなる。被害者もこれなら大丈夫かと思っているとまた次の波が来る。そうした暴力のサイクルがあり、周期的に繰り返される。アディクション（嗜癖）、依存症で、治療がとても難しい。

**【委員】**

- ・家庭などで、幼いときから暴力はいけないものだと教えられていれば、大きくなって暴力をすることはしないのか。

**【副委員長】**

- ・暴力の連鎖と言われるように、子どものころに虐待をされていると、大人になっても暴力で解決しようとする形で暴力的な行為に出てしまう。愛されて育つといっても、どのくらい愛したらいいのか難しい問題だ。

**【委員】**

- ・例えば、保育園や幼稚園のレベルから、関係者から「暴力はいけないよ」という働きかけをすると、将来的に暴力は起こりにくくなるのか。

**【副委員長】**

・もちろんあると思う。

【委員】

・保育園や幼稚園の先生自身が、言葉かけや態度に気をつけることが大事だと思う。

【副委員長】

・その点は、保育士になる大学等できちんと教育されていると思う。

【委員】

・市では保育士に対してそうした研修をしているのか。

【事務局】

・研修会や園会議等で実施していると思う。

【委員】

・幼稚園の先生ではどうか。

【事務局】

・市立幼稚園は設置していない。民間幼稚園でも研修は実施していると思う。

【委員長】

・基本目標Ⅳに入りたい。事務局からの説明をお願いしたい。

【事務局】

・「平成26年度 武蔵野市第三次男女共同参画計画事業計画」に基づき説明。  
・前回委員会で資料請求のあった平成26年度センター講座について、資料1「平成26年度男女共同参画講座実施状況」により説明。

【委員】

・協議会の講座では、センターと連携して、連続講座に参加した母親を対象に同窓会の形を開催し、自主グループをつくるように促すことを予定している。

【委員長】

・事業番号95番、庁内推進会議は年何回開催されているか。

【事務局】

・計画策定年次は年2回だが、中間年は年1回開催している。

【委員長】

・協議事項は、計画の実施事業などの内容確認か。

【事務局】

・事業の進捗管理が主だ。

【副委員長】

・事業番号93番の市民活動の支援の項目で男女共同参画団体登録24団体とあるが、具体的にどんな団体があるのか。  
・団体登録の選定基準はあるか。

【事務局】

・登録団体の活動について、例えば、わらべ歌など子育て支援をしている団体やアフリカ女性の支援をやっている団体、市補助を受けて市民公開講座を開催している団体もある。  
・団体登録の基準は、男女共同参画社会の実現に寄与する団体としているが、男女共同参画に関する活動にどのようにかかわっているのか判断が難しい。規約や活動計画に男女共同参画を推進すること、センターの活動に参加すること、フォーラムの活動に参加すること等の文言があるとわかりやすい。

【委員】

・アフリカの女性支援団体「カラ」は、全国的な活動を行っているが、代表が市内在住ということで武蔵野市に登録し、フォーラムにも参加している。武蔵野市中心に活動しているということではない。

**【事務局】**

- ・毎年、団体の会員数、連絡先、活動内容などを記載した登録団体一覧を作り、ホームページで公開している。

**【委員長】**

- ・毎年申請して登録しているのか。

**【事務局】**

- ・毎年更新している。登録のメリットは、補助金の対象、センターのロッカー無料使用、会議室の無料使用、印刷機利用補助などがある。年々高齢化して、最近2年間で6つの団体が登録を取り消しており、来年以降も減少傾向にある。

**【副委員長】**

- ・登録団体を増やす働きをすることも必要ではないか。

**【事務局】**

- ・プレイスでは市民活動登録団体、市民会館では社会教育登録団体がそれぞれ登録しているが、男女共同参画関係の団体もあると思われるので働きかけをしたい。

**【委員長】**

- ・複数登録することもできるのか。

**【委員】**

- ・できる。

**【事務局】**

- ・団体活動補助金も10団体分用意しているが、最近2～3年は全部を活用されていない。団体登録して市民向け講座などを企画実施するようにと広報しているが、応募が少ない状況だ。
- ・登録団体を増やすために、講座受講から同窓会を経て自主グループを作る流れができるように取り組んでいる。

**【委員長】**

- ・団体数の減少は、どこの市でもそうなのか。

**【委員】**

- ・同じ傾向のようだ。多摩市でも団体の高齢化が進み悩んでいる。女性問題や男女共同参画というと、新しい団体が入りにくいと思う。

**【委員長】**

- ・他の活動団体も減少しているのか。他の活動は活発だが男女共同参画の団体が増えていないということか。

**【委員】**

- ・社会教育団体も減っている。元気なのはNPO団体か。

**【委員長】**

- ・市民活動はなぜ活発なのか。何か工夫があるのか。

**【委員】**

- ・社会教育や男女共同参画関係団体では、何かをやるのならば勉強しましょうというようになり、若い人たちにはうっとうしい面もあるのだと思う。

**【委員長】**

- ・活動場所の問題なのか。プレイスなどの利用はどうか。

**【事務局】**

- ・プレイスも市民会館も会議室の利用頻度は高い。

**【委員長】**

- ・団体の活動場所は市のどこを使ってもいいのか。

**【事務局】**



・公共施設の会議室一般利用やコミュニティセンターなどもあり活動場所は多い。

【委員長】

・どこに登録しても、空いていればどこでも使っているのか。

【事務局】

・市民会館は社会教育関係団体登録が必要。プレイスも登録が必要だが活動範囲が広い。駅からのアクセスでは、市民会館もプレイスもセンターも同じように良い。

【委員】

・婦人団体連絡協議会（婦団協）も会員が減っている。

【事務局】

・男女共同参画に登録すると、市民協議会活動への参加、フォーラムへの参加などの誘いかけを受けることになり難しいのではないかと思う。

【委員】

・それがうっとうしいと受け取られる。

【委員長】

・センターへの協力等をなくすと、市は団体登録の意味がなくなるのではないか。

【委員】

・最大の原因は、市民協議会に運営委員を出すことだと思う。これまで、市民協議会に団体から1人運営委員に出してと引き続いてきた。

【委員長】

・市民協議会運営委員に委員を出さなくても良いことにすることはできないのか。

【委員】

・市では、登録団体から運営委員を出し、団体から推薦をうけた人で構成された市民協議会に意味があると思っているようだ。実際に市民協議会は個人参加が多くなっている。市民協議会は任意団体なので、今後、センター事業の一部委託を継続することが難しくなると考えているようだ。

【委員長】

・では、ヒューマン・ネットワークセンターの運営についての協議に移りたいが、事務局より説明はあるか。

【事務局】

・センター運営について、現状の運営及び今後の移転を踏まえた相談事業など新しいセンターに向けてのご意見等をいただきたい。新聞報道で、全国各地の男女共同参画センターが規模の縮小、機能の見直し、利用者の減少など苦戦している情報が伝えられ、大規模災害対策など新しい役割を考えたほうが良いという提言もされている。また、女性センターは女性にとっての拠りどころとなる場所であるとのコメントもあった。センターの今後に向けてご意見をいただきたい。

【委員】

・市が実施している女性総合相談であがった課題は市民の実際のニーズと思うが、センターや協議会の講座企画に生かされていない。今後、ヒューマン移転後に相談事業を行うと思うが、相談からあがった問題を武蔵野市の課題として講座の企画に反映すると有意義な講座ができると思う。相談は守秘義務があるので結び付けることができないのか。

【事務局】

・守秘義務の問題はあるが、相談内容の傾向を踏まえたテーマを講座企画につなげることはできると思う。女性総合相談では一定の相談内容の傾向があるので、夫婦関係を中心に子どもの問題を含む家族の相談が8割前後かと思う。

【委員】

- ・相談は、夜間や土曜に行っていないため、専業主婦や高齢者の相談が多く、働いている30代、40代の方は相談できにくい。若い人たちの悩みもあると思うがニーズとして現れない気がする。どの年代でも相談できるように時間や曜日の工夫が大事だと思う。

**【事務局】**

- ・女性総合相談は月2日の平日昼間に行っているため、勤務している人は会社を休むことになる。

**【委員】**

- ・働いている人も悩みなど問題をもっていると思う。センター移転までにはまだ時間があるので、今から女性総合相談の窓口を増やすことはできないか。

**【事務局】**

- ・相談件数をみると現状で対応できているようだ。窓口回数が少ないから件数も少ないのか、件数が少ないから今のままで良いのかが難しい。

**【委員長】**

- ・相談件数のデータは出せるか。

**【事務局】**

- ・件数は出せる。

**【委員長】**

- ・相談内容の分類で大きい項目ぐらい出せるか。

**【事務局】**

- ・事務報告で件数を出しているが。

**【委員】**

- ・例えばどんな内容か。

**【事務局】**

- ・内容については先ほど説明した家庭の問題がほとんどだ。

**【委員】**

- ・相談者の年齢もわりと固定化しているか。

**【事務局】**

- ・年齢は把握していない。

**【委員】**

- ・市の相談の特色では熟年離婚の問題でなかなか離婚しにくい状況があるように聞いている。言葉の暴力がありDVと認識されていない状態のため、DVに対する啓発が必要だ。
- ・センター移転の件で市民会館と交渉したことはありがたい。他区のように本庁に入ると利用しにくい面が予測されるため、外部に置いていただきたいと思う。
- ・センター利用者の数も大事なので、移転後に市民会館の行事に相乗りすればいろいろ可能性がでると思う。

**【委員長】**

- ・言葉の暴力は、男性から女性に対して行われることが多いと思うが、女性から男性にということもありそうだ。実態はどうか。

**【副委員長】**

- ・実態はある。

**【委員】**

- ・近所で、明らかに女性が男性を攻撃している事例があった。

**【委員長】**

- ・おそらくDVの認識はないのではないか。

**【委員】**

- ・110番をすると、「何でもない」と言われて、かえって通報したほうがばつが悪い思いをしたこともある。

**【副委員長】**

- ・身体的虐待よりも心理的虐待がトラウマは大きく後に残る。

**【委員長】**

- ・DVについては、まだまだ啓発が必要だ。

**【委員】**

- ・センターの市民会館への移転は、ある意味危険な部分があると思う。講座や週間事業は市民会館でも実施しているため市民会館にセンター予算を上乗せして、男女共同参画センターの機能を持たせる考えもなくはない。
- ・男女共同参画センターが独立していなければならない理由を持たないと、存在意義がぼやけてしまう。センターの目的は何か、目指すところは何か、コンセプトをきちんと持たないと危険な部分がある。

**【副委員長】**

- ・ハード面でもセンターとわかるようにするほうが良い。市民会館の1部門ではないものをつくらないと吸収されてしまう気がする。

**【委員】**

- ・市民感覚で考えるとセンターが市民会館に吸収されてしまうだけの力が、現状では市民会館のほうにはないと思う。

**【事務局】**

- ・センター移転に伴い、市民会館と連携し、相互の事業がより一層活発になれば良いと考えている。

**【委員】**

- ・市民会館利用の団体からは、センターと連携をと言われているので、相乗効果が起こればよいと思っている。

**【事務局】**

- ・第三次男女共同参画計画に災害時における女性センターのメリットを生かした対応という視点で事業を書き込めなかった。避難所運営では女性等に配慮した対応ができなかった事例が報告されているが、避難所の女性に対する巡回相談などセンターができることがあるのではないかとと思っているが、防災対策ではどうか。

**【委員】**

- ・避難所運営などで配慮すべき手引をつくる必要があると思う。実際の訓練では、危険がない仕事ではあるが、中学生がよく動いて頼りになる。トイレの問題も女性用の配置とか、乳児連れの母親たちの手当てなど男性の発想ではない事柄が考えられている。センターの女性視点で早目に発信しないといけないと思う。
- ・市民会館に移転したセンターをいかに周知し、市民に認知されるかが問題。

**【委員】**

- ・防災会議にセンターが参加することはあるのか。

**【委員】**

- ・男女共同参画市民会議の高田前委員長が防災会議に参加している。

**【事務局】**

- ・防災会議に高田前委員長に参加していただき、防災計画が策定された。女性に対する配慮の項目が多く記載されている。庁内会議にも男女共同参画担当も参加している。センターが事前の訓練の時や実際の災害時に実践的にどうかかわることができるかが課題となる。

**【委員】**

- ・事前に、そうした準備があったら良い。

**【委員】**

- ・ミルクの用意はあるけれども哺乳瓶の消毒液がないとか。

**【委員長】**

- ・その他の事項で事務局から説明をお願いしたい。

**【事務局】**

- ・次回は1月19日（月）に男女共同基本参画基本条例について協議をお願いしたい。
- ・前回委員会で指摘された基本条例が成立しなかった事例について、実際に議会上程後に取り下げた自治体の事例があったので、次回委員会で簡単に報告したい。

**【委員長】**

- ・条例について、ある程度までいったが成立しなかった事例はあるか。

**【事務局】**

- ・成立していない事例は、ネット等に掲載されていないので調べるのが難しい。

**【委員長】**

- ・例えば、議会に上程されたが成立しなかったケースはあるか。

**【事務局】**

- ・今回事例紹介するケースだ。

**【委員長】**

- ・条例検討委員会等報告書はまとまったが、議案を提出するまでいかなかったケースはどうか。

**【事務局】**

- ・ネットには出てこない。

**【委員】**

- ・報告書を基に条例案まで作ったところで反対意見が出たので、議会上程をやめた例が九州のほうで2つあったと思う。

**【委員長】**

- ・成立した自治体の条例は、内容的には似たものが多いのか。

**【事務局】**

- ・平成25年につくられた文京区と多摩市、バス研修で視察した高崎市及び市川市の4つの事例を用意した。概ね男女共同参画社会基本法の条文に沿った形でつくりこまれているが、それぞれの市区の特色も盛り込んでおり参考になると思う。

**【委員長】**

- ・条例のある都内の市区一覧表はあるか。

**【事務局】**

- ・一覧表を後日メール送付する。条例は23区で11区、26市で11市つくられている。参考だが男女共同参画法を制定自治体は2区11市である。

**【委員】**

- ・市川市は、以前、男女平等条例であったが、改定して男女共同参画条例になった。前の条例と対照すると何が変わったのかわかる。主張が両側に触れるとどちらかが反対するが、内容が薄いものは面白くない。

**【委員】**

- ・協議会としては、理念だけの条例は実際に力が持てるかわからないため避けたい。

**【委員】**

- ・小金井市はかなり内容を書き込んである。

**【委員】**

・小金井市は頑張っている。

【委員長】

・協議会では、ある程度素案はできているのか。イメージ的にはどの程度書き込む見込みか。

【委員】

・私たちがこうあってほしいというものはつくる予定だ。行政は市民案を参考にしたとは言わないと思うので、市に出す方法が難しい。多摩市では市民案を市長宛てに要望として出したが、職員はそれが下敷きになったわけではないと話していた。

【委員長】

・条例については次回議論したい。それでは、時間となったので、本日の委員会はこれで終了する。

— 了 —